

日本語指導担当教師等の指導力の向上に関する主な検討事項 ＜事務局作成メモ＞

【管理職・日本語指導担当教師・在籍学級担任や日本語指導補助者等の資質能力向上のための方策（日本語指導担当教師等の養成・採用・研修の在り方や登録日本語教員の活用に向けた方策を含む）】

○教員養成の在り方

- ・現在、教職課程のコアカリキュラムにおいて「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」に関することが位置付けられているところ。また、これまで、外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に周知し、活用を促してきた。
- ・現在、外国人児童生徒等が増加し多様化している状況において、外国人児童生徒等教育について、教員となるすべての学生が一定の知識を学修しておくことが一層重要である。例えば、モデルプログラムも参考に、教職課程において、外国人児童生徒等教育に関して、全ての学生が共通して学ぶべき基礎的な知識としてどのような内容が考えられるか。また、上記の共通して学ぶべき内容に加えて、外国人児童生徒等教育に携わる教員の専門性として身に付けておくべき発展的な内容としてどのようなことが考えられるか。
- ・学校現場で日本語教育の専門性を有する人材の確保が課題となっており、教職と日本語教育のいずれの専門性も兼ね備えた人材の養成のため、登録日本語教員の養成課程と教職課程の同時履修が可能な養成カリキュラムの構築の促進や、登録日本語教員の資格取得に必要な実践研修の学校現場での実施のモデルとなる事例の構築などが必要ではないか。
- ・教員以外の者が有する専門的な知識等を外国人児童生徒等に対する教育において活用するため、例えば、特別非常勤講師制度を活用することが考えられるのではないか。その場合、教科等の領域の一部を担うにあたり、教員免許を有する教

員が作成した指導計画に基づき指導を行うことや、教科指導に関して他の教員との連携を求めること、入職前に児童生徒への教育に関する研修の受講を必須とすることなどが必要ではないか。その他、具体的に指導や連携にあたり留意すべきことは何か。

○教師等の採用について

- ・教師の採用については、令和5年の通知において、学校現場における今日的な教育課題に対応した特定分野に強みや専門性を持った人材の採用に努めるよう依頼しており、外国人児童生徒等に対する教育支援についても、日本語教育に関する学習歴・資格、指導に従事した経験等や専門性を考慮した一部試験免除や特別の選考などの実施を求めている、事例の周知等により取組を進めることが重要ではないか。
- ・教員や日本語指導補助者等の採用時において、登録日本語教員資格を含む日本語教育の学習歴・資格・経験を考慮した採用を促進する際にどのような課題があるか。また、取組を進めるために考えられる促進策は何か。

○教師等への研修について

- ・教育委員会や大学等の研修に資するため、文部科学省における上記のモデルプログラムや研修動画の作成や、教職員支援機構の全国教員研修プラットフォーム(Plant)に外国人児童生徒等教育に関する研修動画が登録されるなど様々な取組を進め、周知してきたところ。
- ・教員の資質能力の向上については、令和7年2月の教育公務員特例法に基づく「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」の一部改正により、公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るに当たっての基本的な視点として、勤務経験を通じた職能成長の例として「日本語指導などのための特別な教室」での勤務経験等のキャリアパスの設定が示されている。また、個別の指標を策定すること等が考えられる対象に「日本語指導など、特別な配慮や支援を必要とする子供に対応する教諭」が明記されたところ。
- ・各自治体等における外国人児童生徒教育に関する研修について、継続的な質

の高い研修の実施や、散在地域等でも定期的な研修を可能とするため、例えば、初めて日本語指導を担当する教師向けの研修パッケージの作成、通知等による Plant を活用した自治体研修の促進など考えられることは何か。

- ・外国人児童生徒等教育についての研修の企画や実施を担うことができる人材を育成・確保するため、教育委員会における指導主事の育成や、外部の関連機関との連携も重要であるが、例えば、オンラインの活用による指導主事を対象とした研修の実施や、学校運営協議会制度や地域学校協働活動推進員によるコーディネート等を活用しながら関係機関・地域との組織的な連携体制を整備するなどどのような方策が有効か。

(参考)

○外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム

<https://mo-mo-pro.com/>

○「教師の採用等の改善に係る取組について(通知)」(令和5年1月10日付け4
教教人第27号総合教育政策局教育人材政策課長通知)(抜粋)

「3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築」

(前略)教師の採用に当たっても、令和2年度から順次実施されている学習指導要領等の改訂を踏まえつつ、教職課程と大学等で展開される多様な授業科目の学修成果や大学等の内外を通じた様々な経験などを考慮し、学校現場における今日的な教育課題に対応した特定分野に強みや専門性を持った人材の採用に努めてください。その際、特に以下の点に留意してください。

(中略)

(6)外国人児童生徒等に対する教育支援

公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数の増加等を踏まえ、外国人児童生徒等教育を担う人材を確保することが求められています。国内での外国人に対する日本語教育に関する学習歴・資格や指導に従事した経験も含め、これらの経験や専門性を考慮した一部試験免除や特別の選考など、教育支援の充実に向けた採用選考の実施に努めてください。

https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_kyoikujinzai02-000011998_1.pdf

○「教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正について(通知)」(令和7年2月21日付け6文科教第1775号総合教育政策局長通知)(抜粋)

1. 改正の概要

1 各教育委員会の指標における「校長の指標」を定める際の観点におい

て、「学校教育の質の向上を校長のリーダーシップの下で実現するための前提として、教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できる環境を整える必要があることに鑑み、学校における働き方改革を具体的に進めることも課題意識の一つとして持つことが重要」である旨を明記

(中略)

- 3 不登校や日本語指導が必要な児童生徒の急増等を踏まえ、勤務経験を通じた職能成長の観点において、勤務経験の例として「日本語指導などのための特別な教室、在外教育施設や学びの多様化学校」を明記
- 4 個別の指標を策定すること等が考えられる対象に「日本語指導など、特別な配慮や支援を必要とする子供に対応する教諭」を明記

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00093.html